

## 浜松市環境共生住宅実験施設の利用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市（以下「市」という。）の行政財産である浜松市環境共生住宅実験施設（以下「施設」という。）の建物及び敷地（これらに附属する設備を含む。）の利用に関し必要な事項を定める。

### (施設)

第2条 施設の所在地、建物及び土地は、別記1のとおりとする。

### (利用者の範囲)

第3条 利用者の範囲は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 浜松市次世代住宅協議会の会員である者。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める者。

### (利用の目的)

第4条 この施設は、脱炭素に向けた住宅や環境負荷の少ない住宅などの普及を目指し、産学官連携にて行う研究及び情報交換の場として利用することを目的とする。

### (施設の利用)

第5条 施設を利用しようとする者は、利用しようとする日の7日前までに浜松市環境共生住宅実験施設利用申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

### (施設の占有利用)

第6条 産学官連携の共同研究等を行うために、浜松市環境共生住宅の共同研究に関する協定書を市と締結した者（以下「協定締結者」という。）にあつては、施設を一定期間占有して利用することができる。

- 2 協定締結者は、占有期間中であっても、市や他者の利用についても配慮するよう努めなければならない。また、複数の者から占有申請があつた場合は、相互に協議するものとする。

### (利用の取り消し)

第7条 次の各号の一に該当するときは、利用を取り消すことができる。

- (1) 市において、公用又は公共の用に供する必要があるとき。
- (2) 利用者が不適切行為をしたと管理者（市カーボンニュートラル推進事業本部長）が判断したとき。

- 2 前項第1号の規定により利用を取り消す場合は、その3月前までに利用者へ通知するように努めなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の事情があるときはこの限りでない。

### (その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか、施設の利用に関する必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記1

所在地	浜松市西区大平台三丁目21番18号
建物	木造2階建 147.5㎡
土地	595.63㎡

※上記のうち、1階部分の浜松市地球温暖化防止活動推進センター事務所棟  
10.5㎡は利用不可。

別記様式

浜松市環境共生住宅実験施設利用申請書

浜松市環境共生住宅実験施設を利用したいので、浜松市環境共生住宅実験施設の利用に関する要綱第5条に基づき、利用申請書を提出します。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者名 \_\_\_\_\_

※事業者・団体は、事業所名や団体名を記入。

個人の場合は、個人名を記入。

記

1. 利用日時                   年 月 日  
                                  時 分 から 時 分 まで

※複数日(利用は1週間を限度とする)に及ぶ場合は別表を添付すること。

2. 利用目的
3. 担当者名
4. 電話番号
5. その他